

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

令和元年9月25日（水）午後2時00分～午後4時10分

2 場所

福岡地方裁判所501号会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者8人

福岡地方裁判所裁判官 溝 國 禎 久（第2刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 清 水 登

福岡県弁護士会所属弁護士 市 場 輝

福岡地方裁判所裁判官 岡 崎 忠 之（第2刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

平成21年5月に裁判員制度が始まりまして10年がたちました。制度が始まってから全国では1万4,000人を超える方が、福岡でも500人近い人が裁判員裁判で審理されているということになります。

裁判員の経験者の方も多くなっています。裁判員になられる皆様方の御理解、御協力もありまして、おおむね安定的に運用されているという評価をいただいているところではあるんですけれども、なお課題もあります。

皆様のアンケートの結果を私たちが拝見していますが、裁判員裁判の中身がわかりやすかったという声がちょっと減ってきているというような傾向があることや、裁判員裁判が始まる前に辞退を申し出られる方とか、出席できない方が結構増えてきているという点は気がかりなところだと思っています。

私たちはより良い裁判員裁判を目指して、いろいろと工夫しているつもりなんです。本日、お集まりをいただきました経験者の皆様方には忌憚のない意見を頂戴して、今後の裁判員裁判に活かしていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

最初に、本日、同席をさせていただきます検察官、弁護士、裁判官から自己紹介を兼ねて一言ずつお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○検察官

福岡地方検察庁検事の清水と申します。

今日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、また、検察官としてお招きいただきまして、ありがとうございます。

日常は検察庁の職員と接する機会って皆様なかなかないのではないかなというふうに思うんですけれども、現場で働く検察官の仕事は、大別しまして捜査と裁判の手続がございます。捜査というのは、主に警察ですね。毎日犯罪というのは起こる

わけですけれども、福岡であれば、福岡県警の一般の警察官とともに、その一つ一つの犯罪に関する証拠を収集して裁判にかける、その起訴の手続を担当するのが捜査担当でございます。

それに対して、起訴後の裁判の手続を担当するのが公判担当の検察官でありまして、私は現在、起訴後の裁判手続を担当させていただいております。裁判員裁判対象事件もそうですし、それ以外の事件の裁判手続も、日常的に当たらせていただいております。

裁判員裁判に参加していただいた裁判員の方や補充裁判員の方の感想等をアンケートを通じて拝見しておりますけれども、せっかく今日、こういう機会をいただきましたので、本当に忌憚のない感想や意見をお話いただきまして、我々としみしても、今後の主張立証活動にそれを活かしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○弁護士

福岡県弁護士会の弁護士の市場と申します。どうぞよろしく願いします。

ここのネームプレートに市場弁護士と書いてありますけれども、弁護士と弁護人というのはどう違うかというところ、基本的に弁護士という資格で我々は仕事をしていますけれども、刑事事件に携わるときには、弁護人という立場で被疑者、被告人の弁護の活動をしていきます。

刑事事件もいろいろありまして、皆さんが経験された裁判員裁判対象事件だったり、裁判員裁判対象以外の通常の事件も担当しておりまして、弁護士が裁判員裁判を毎月担当しているかというところ、恐らくそうではなくて、これは私の肌感覚なんですけれども、福岡県弁護士会に所属してる弁護士が裁判員裁判対象事件に携わるといっては、もう年に1回あるかないかというところなんです。それで、私は弁護士が今6年目なんですけれども、今までに裁判員裁判対象事件は4件経験しているところではあります。そういった意味では、ここにいらっしゃる裁判官、検察官よりも裁判員裁判対象事件に携わったという経験値は少ないんですけれども、将来、

裁判員裁判対象事件に携わることが多くなると思うんですね。この意見交換会で皆さんの忌憚のない御意見をいただきまして、今後の弁護活動に活かしていきたいというふうに考えております。

よくある質問として、何で悪いことした人を弁護するんですかという、弁護人にとっては結構厳しい質問をされることがあるんですけども、これも各弁護人によって考えはさまざまなんですよね。なので、私が考えるところを述べさせていただきますと、悪いことをしたということは、まずは被疑者、被告人が自分が悪いことしましたよということを認めている前提なんですよね。悪いことをしたと本人は認めているときに、何で弁護するのかといいますと、誰も弁護してくれない社会よりは、誰か一人でも弁護してくれる人がいる社会のほうが私は望ましいというふうに考えていますので、そういう考え方、思想のもと、悪いことをしたと認めている人であったとしても、全力で弁護しようというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、自己紹介を終わります。

○司会者

はい、ありがとうございます。

○裁判官

第2刑事部の裁判官の岡崎と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

今年の4月に福岡に異動してまいりまして、裁判員裁判の裁判長をしています。ここ5、6年ぐらい裁判員裁判を担当しておりまして、いずれの事件も短い期間ではあるんですけども、いろんな裁判員の方に集まってきていただいて、お仕事もそうですし、年齢とか性別もいろんな違う方々が集まって一つの事件に取り組んでその結論を出していくということで、そのプロセス自体が非常に充実したものだなというふうにいつも思って裁判員裁判をさせていただいているところでございます。

ただ、先ほど溝國裁判官からもありましたけれども、裁判員制度が始まって10年ぐらいたったんですけども、まだまだ裁判員の方々に参加していただきやすい日程をどんなふうに組んでいくのかとか、あるいは分かりやすい裁判を実現するた

めに、どういうふうにしていけばいいのかとか、さまざまな課題があるところでして、そういった点について日々頭を悩ませているところでございます。

本日は実際に裁判を経験された皆様の御意見、御感想を伺える機会ということで、非常に楽しみにしてまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

○司会者

ありがとうございます。私は、進行を担当いたします第2刑事部の溝國と申します。

私も岡崎裁判官と同じで、今年の4月に福岡の裁判所に参りました。今回お集まりの皆様方がどういった事件に関わったかというような資料などを見せていただきまして、皆さん大変そうな事件を経験なさってこられたんだなというふうに感じております。そのときの様子などをできればお伺いして、私自身も今後活かしたいというふうに考えているところです。よろしく願いいたします。

最初に皆様方から御担当いただいた事件をごくごく簡単に結構ですので、お話をいただいた上で、裁判員裁判に参加しての全体的な印象や感想などをお聞かせいただければと思います。

それでは、経験者1番の方から、御自身で担当された事件の概要と感想、事件への感想などですね、よろしく願いします。

○裁判員経験者1

担当した事件は放火事件で、わけの分からないお兄さんで、自分の子供と同じ年の若い人だったので、ちょっとつらかったですね。事件に関しては、この方がなかなかいろいろ火をつけた後のことを覚えてないというのが、何ですかね、それが本当か嘘かが分からないところがあったので、ちょっとつらかったです。こんな程度でよろしいでしょうか。

○司会者

構いません。ありがとうございます。

放火事件で自宅に放火したんですけれども、放火だったのか、それとも不注意、

あえて火をつけたのではなくて、たばこの火とかが燃え移ってしまって、燃え上がっちゃったのかというところが争われた事件ということだったんですかね。

○裁判員経験者 1

いや、火をつけたのは・・・。

○司会者

つけたのは間違いないんですか。

○裁判員経験者 1

はい。最初の始まりが、Tシャツに油をかけて、それに火をつけて放ったみたいなどころで、もうそれは認めてるので、あとの残りのいろいろ燃えたものが自然に燃えたのか、その人が着火剤なんかをまいていたので、その辺がちょっと難しい事件でしたね。

○司会者

ありがとうございます。

2番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 2

まず、裁判員候補者で選ばれる段階では、知人にも3人ほどいたもので、1人は実際に裁判所まで出てきて、最後抽選がありますよね。あれで落ちたと言われていたので、僕も今回初めて裁判員候補者に選ばれて、最終に残ったもんですから、最初は多分落ちるんだろうなと思ってて、そしたら、とんとんとんと、あ、なっちゃったって感じだったんですよ。

事件は、今の強制性交等致傷、昔の強姦致傷だったんですけども、はっきり言って、ちょっと難しい事件で、男性が結構高齢な方だったんですけども。それで、相手が30代の女性だったかな。男性の方が一貫して同意があったんだという主張をされてたので、私たちもずっとそれを聞いてたんです。今でも資料を見ながら、ああ、ああいうふうに言っていたなと鮮明に思い出すぐらいですね。最終的には有罪になったんですけども、ちょっと、ああいう事件には関わりたくないなというの

が正直な経験した上での印象ですね。

○司会者

ありがとうございます。

経験者3番の方、お願いします。

○裁判員経験者3

去年の事件で、被告人が複数いた事件でした。立体駐車場での窃盗から始まった事件だったんですね。駐車場の中で物をとろうとした2人組が、そこに車の持ち主が帰ってきて、そこでちょっともみ合いになって、その後、その2人が次から次に事件を起こしたという内容でした。

2人は顔見知りというか、親子に似た関係ですね。それで、ショックだったのが、2人とも刑務所の経験が長いということでした。出たり入ったりかなりされてる方で、裁判の初めから終わりまで見て、家族とか周りの人のほうが何か悲しんだり、怒ったりしてるけど、本人たちは、何ていうんですかね、反省してるんだろうかな、恐らく出てもまたやるだろうなという印象が強い事件でした。

それから、私自身がこの裁判員制度に選ばれるまでですね。第一報が来て、次に今度、あなた来てくださいと言われるまでに、ちょっと私的には長かったので、一回忘れかけておまして、あ、そうだったんだという感じがありました。ただ、最初の日はとても緊張したんですけれども、裁判長さんとかがとてもよく説明とか、いろんなことを、実にくだらないことまでも話してくださいまして、私たちの中ではもう本当に、私も含めてですけど、その服何て呼ぶんですかとかですね、高等裁判所とか地方裁判所はとかという、そういう話までして、それにまた丁寧に答えてくださったので、とても厳しい内容の話でしたけれども、中にいる方たちは割と真剣に、かつ和気あいあいとその時間を過ごせた気がいたします。以上です。

○司会者

ありがとうございます。被告人が2人いて、やったことがそれぞれ違う。一緒にやったのが、その問題の強盗致傷の事件だったということですよ。ありがとうございます。

ざいます。

4 番の方，お願いします。

○裁判員経験者 4

私が担当したのは強盗致傷の事件でした。被告人は若い 20 代の方で，女性のバッグを奪って川に投げ捨てて現金を奪ったという内容だったんですけども，印象によく残ってたのは，検察官が女性 2 人だったんですけども，すごい勢いで，連携もすごくてですね，証拠の出し方もすごい。それと弁護士の方は，男性 2 人だったんですけども，声が小さい，対応がまとまっていない，何が聞きたいのかも全く分からない。これは全員一致の意見だったんですけど，あれなら要らないと。それで，裁判長にそれを言ったらですね，まあ，人によるからということだったです。

一番難しかったのは，その捕まった 20 代の子が，中洲で警察に捕まったときに，警察署の中で調書とは別に反省文のようなものを書かされまして，それで自分がやったということを書いて警察署のほうに出したんですけども，それが裁判になったら一転，無理やり書かされたと，自分はやってないんだと。警察側はやったとしてその証拠を出してくる。でも，本人はやってない。このやりとりがとても長い裁判でして，警察の方が何人来られたんでしょうか。取り調べた方，そのバッグを捨てたところに連れていった方の話などが延々と続いたんで，裁判長のほうがもういいですと，もう同じような話ばかりということでもうその辺で結構ですと。

とにかく検察，警察対何か，あの辺のすごさですかね，怖いなというのも印象でした。

○司会者

ありがとうございました。

続いて 5 番の方ですね，よろしくをお願いします。

○裁判員経験者 5

担当した事件は強盗致傷ということですよ。

選任手続からいいますと，まず，郵便局の方が福岡地方裁判所からですということ

とで玄関先で封筒を渡されまして、あんだ、何か悪いことしたのと。始まりがそれです。その2週間後にまた2通目がやってきて、次の裁判員裁判の呼出状が、また玄関先で福岡地方裁判所からです……。ちょっとやめてほしいなど。封筒に裁判所って書くのはやめてほしいなど。

それで、次に選任手続で、まさか選ばれるとは思わなかったんですけど、選ばれてしまいましたので、次の争点は上司との休みの取引、休みをどうするというところから始まりまして、5日間の休みをいただきました。それで、職場では初めてのことで、誰に聞いたらいいのかわからないというので、休みをとるのも大変でした。

被告人が自転車で若い女性をひいたという事件なんですけど、バックが目についたのでとったという窃盗ということで弁護人は主張していましたんで、そこが争点になりましたが、どのように考えても自転車で避けれるような状況で、自転車が止まらなかったからひいちゃいました。それで、バックが落ちていたので取りましたということじゃ、ちょっと説明がつかないなということで、証拠調べのときはドラマの俳優みたいな若い検事の方が、ものすごい目線で主張をしてきたので怖くてですね。ただですね、作っていただいている論告メモとか弁論メモ、これが一番僕らにとっては見やすいもので、すごく役に立ったものです。あと、裁判員の課題は休みを勝ち取ることかなと思いました。以上です。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、6番の方、お願いします。

○裁判員経験者6

参加させていただいた裁判は、覚せい剤の使用と、あと大麻のほうの疑いですがけれども、最初、その事件だって聞いたときに、ニュースとかで最近よく本当に耳にする話題で、やっぱり薬物ってすごい怖いというか、余り関わりたくないなというか、怖いなと思ったのが印象です。

それで、そんな中、皆さんと話したのは、被告人が自分のした罪を認めていると

ということで、犯罪の内容に関してはシンプルなことだったので、量刑がどうなるかということ私たちは決めていくような感じだったんですけれども、その評議の中で、裁判員の方とすごい意見をたくさん言ってあって、裁判長や裁判官の方たちは、最初の頃は全然発言も控えて聞くほうに徹底していただけて、私たちの意見をずっと聞いてくださって、すごく参加しやすい裁判になりました。

会社のほうも、もともと裁判員を経験した人がいたので、その分、休暇をとりやすくなっておりまして、そういう人が周りにはいるととりやすくなっているのです。今回、私にとってはすごく環境がよく参加させていただきました。

○司会者

ありがとうございます。5番、6番さんからお話をいただきました参加のしやすさについては、改めて皆さんにも後で聞かせていただきたいなと思っていたところです。

それでは、7番の方ですね。お願いします。

○裁判員経験者7

僕の経験した裁判は、強制わいせつ罪で、最初は裁判に来る前から、よくいまだに問題になっている冤罪とか、そういったことを考えて、やっぱりやってもない人を最初は裁いてしまうんじゃないかなという恐怖もあったりとか、だからといって罪は許せないとか、でも、どういう裁判なのか、僕も経験がなくて、でも、やっぱり一回は経験しようと思ってですね。裁判の案内が来たときに、最初は僕も戸惑ったんですけど、でもやっぱり出てみて、本当、こういうことがあるのかなとか、いろんな世の中の事件を目の当たりにしたというか、最初はテレビとか、ニュースとかで裁判を見てたけど、実際に出てみると、最初は僕なんかも人に言えないようなこととかあるし、人を裁いてもいいのかなということも考えたんですけど、そのとき本当にいい判決が出て、いい経験ができたということを思いましたね。会社のほうも自由に休みがとれたし、すごくいい経験ができました。

○司会者

ありがとうございます。最後になります。8番の方、よろしくお願いします。

○裁判員経験者8

被告人が郵便局に強盗に入って、金を出せとか何か脅迫を加えて、郵便局の人たちをちょっと傷つけたり、けがさせたりして・・・。

○司会者

緊張されてますね。事件のことは今おっしゃったとおりで、郵便局強盗でして、カッターを持って入って行って、金を出せと言って、局員さんが出したお金をとって逃げようとしたところで局員さんに取り押さえられて、持ってたカッターでけがをさせたというような事件でした。でも、被告人は事件の内容を認めていたので、やはり刑をどうするのかというのが主として問題になる事件だったと思います。

裁判員裁判に参加されて、どんな感想や印象を、お持ちいただけましたでしょうか。

○裁判員経験者8

いい経験になりました。

○司会者

ありがとうございます。裁判所に来てみると、思ってたのとは違うぞとか、あるいは、やっぱり思ってたとおりであったとか、どんな感じですか。

○裁判員経験者3

私が体験させていただいた裁判官の方、3人いらっしゃったんですけど、法服を脱いで普通に話しているときは、隣のおじさんぽくて、ちょっとあるキャラクターみたいな感じで、何かどこかで話をすると、すごく楽しいだろうなという方と、それから、これから頑張っていこうという方で、もう法律のことは何でもかんでも詳しいという方と、それから女性の方がその間に入ってくださったので、3人いらっしゃったんですけど、とても私たちが的にはバランスがよくて、話しやすい環境だったように思います。

○司会者

ありがとうございます。

どうでしたか、5番さん。

○裁判員経験者5

法廷の様子が印象どおりでした。「異議あり」がちょっと少なかった。「異議あり」じゃなかった。「異議」でしたね。あと、評議室に戻ってお昼御飯とか食べる時、裁判官が法服を脱いで一緒に食べるんですけど、全然関係ない身近な話をして、ちょうど沖縄の方の絶対忘れない名前の裁判官だったんですが、私はテレビは見ませんと言ってました。そんな印象で、5日間真剣に審理するところもありましたけど、そういう裏話もあって、経験してみても、人生の中でまあ1回ぐらいしか多分経験できないんだろうなと思うので、よかったと思います。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、最初に5番さん、6番さんに言っていたところではあるんですけども、裁判員として選ばれた場合、お仕事、あるいは家庭生活にいろんな影響があるはずですよ。今回、参加していただくに当たって、日程調整などで御苦労などされたことがあるかないか、また、あるとしたらどういったところが御苦労だったかというようなこととか、いろんな御意見はあろうかと思っておりますので、どういう調整をされたかとか、選ばれ方、あるいは審理のやり方について、御意見、御感想などあればお聞かせをいただきたいなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

まず1番の方から、日程の調整などで御苦労された点があるか、ないかについてお願いします。

○裁判員経験者1

私、目が不自由なもので、私が担当した事件は1週間、10日、ほとんど間がなくて、続けて裁判があったように思います。それで、通勤と申しますか、裁判所まで、赤坂だったので、ここじゃなかったんですよ。うちの嫁さんも仕事をして、看護師さんをしてるんで、なかなか休みがとれないんですけども、何とか休みをと

ってもらって、ずっと送り迎えをやっていただいたんですが、それがたまたまできたんでいいんですけども、まあ、無理やりというところもありますけど、ちょっと通勤が辛いというところもありました。たまたま私、まだ目がちょこっと見えませんんで、1日だけは地下鉄とバスで来たんですけどね。まあ、そんなところで、そこら辺ぐらいですかね。

私の場合は、裁判長さんがなかなか楽しい人で、中間ぐらいでみんなで近所のレストランに昼飯を食べに行きましょうということになって、さあ、行くぞとなったら、その日が台風でお休みになって、それっきりになりましたけど、裁判中に御飯を食べに一緒にみんなで行ってみたりすることもあるのかなど。そんなところでした。

○司会者

ありがとうございます。御家族にはちょっと御負担をかけてしまったということですかね。

○裁判員経験者1

そうですね。

○司会者

2週間の日程で大変だったかもしれないですね。ありがとうございました。2番さん、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者2

そうですね、たしか選任の後、4、5日後から1週間の日程だったと思うんですけども、大体そのぐらいだろうなと思ってたので、仕事も別段問題なく。当時選ばれてた裁判員の方も、これに関しては特に言われていた印象はないですね。やはり日程がちょうど皆さん大体5日から1週間というふうに考えてたようなことを言っていたような気がします。

○司会者

ありがとうございます。先ほど5番さん、6番さんのお話の中にもありました、

会社とか勤務先で、お休みの制度があって、すごくありがたかったというようなお話もありましたけど、2番の方は大丈夫でしたか。

○裁判員経験者2

私は大丈夫ですし、たまたまサラリーマンが2人しかいなかったのかな。もう一人のサラリーマンの方も結構大きい会社だったので、その辺の制度はもう認知されてたんじゃないでしょうかね。その辺について、休みをとるのは大変なんですという意見は聞かなかったですね。

○司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがですか。

○裁判員経験者3

私は、一応主婦ということでしたが、その当時、パート的なお手伝いをしていて、そこの方とも話はうまくつきましたので、私自身には何も問題はなかったんですけど、一緒に選ばれた方が、5時過ぎたりすると、家に帰るのがとても遠いところで、泊まる方もいらっしゃいました。それから、お一方はもう久留米の先だと言われてましたので、距離的なものですね。もう、ちょうど汽車の時間や何とかの時間があって、駅をおりて、それから車に乗って、また自宅に行くという、そういう遠い方もいらっしゃったので。私は市内で30分内で行けるんですけど、その方たちはもう、事件があったころは11月ですか、10月ぐらいでしたので、もう寒くて暗くなる時分だということでおっしゃってました。職場の環境は皆さんいいとおっしゃってましたけど、やっぱり距離的な問題がある方が何人かいらっしゃったように覚えています。

○司会者

ありがとうございます。4番さん。

○裁判員経験者4

僕は、比較的自分で仕事を組み立てる側だったので、そんなに問題がなかったし、あと、会社関係で何か言ってきたら裁判所に訴えるぞと、裁判員に決まったのに、

そんなこと言ったら報告するぞと冗談まじりに言ったら、ごめんなさいという感じで大丈夫でした。

裁判自体も結構集中した形で、1週間ぐらいただたでしょうか、行われまして、中1日とか2日とかという休みもありましたけれども、まあ、日程的にはそんな感じじゃないかなと。

あと、距離的には僕もちょっと家が遠かったんで、早目に出ないと、事故とかがあったら、交通網も絶対だめになるんで、遅刻ができないということで、毎回1時間前には裁判所にはついてたんで、ほぼ皆勤の1番という1週間というような感じです。

○司会者

ありがとうございます。確かに、くじで選ばれてしまいますので、結構遠くから通われる方もいらっしゃるんですね。そういった方には毎日毎日、引っ越し前の赤坂の裁判所に行ったり、あるいは六本松の裁判所にお出でいただくのはなかなか大変という方もいらっしゃったんでしょうね。

さっき5番さん、6番さんからちょっとありましたけど、会社のほうの休みはとりやすくはなっているんですか。

○裁判員経験者5

一応特別休暇ということで、裁判員裁判というのは決められてたみたいですけど、何せ交代で勤務なもので、この5日間は裁判所か職場かにいました。途中、裁判が3日間あいたりしたので、そこは夜勤が入ったりして、裁判所か職場かという感じで、休みなしで、ちょっと労働基準法違反というか、休みがなかったです。

○司会者

ありがとうございます。いつも裁判員として選ばれた方々ともお話ししてるんですけど、裁判は月～金でやってるんですけど、土日がメインのお仕事という方もいらっしゃると思います。週の半ばにお休みがあるというようなお仕事の方もいらっしゃると思います。メインのお仕事は夜という方もいらして、お休みを取っていただけるといい

んですけど、もし、例えば人員の都合とかで休めないということだと、昼間は裁判所において、夜は御自身の仕事をしてという方も結構いらっしゃってですね、本当に休んでくださいとこちらとしては言いたいんですけど、それがなかなか難しいところなんです。我々としても、審理ができるのは今のところは月～金の通常の朝から夕方までしかないんですけど、何かいい工夫はないかなとよく考えているところです。

6 番の方は、休みはもう制度があるんですか。

○裁判員経験者 6

そうですね。前に東京のほうで裁判員裁判に参加する人がいるというので、そのときにいいですよという方がいたので、今回も同じようにして処理してくれるということでした。

○司会者

ありがとうございます。

7 番さんはいかがでしょうか。会社の休み方はいかがでしたか。

○裁判員経験者 7

うちののは申告制なんで、前の日に休み希望の書類があるんで、それにサインすれば休めるようになっていきますから、比較的問題ないかなと。

○司会者

ありがとうございます。8 番さん、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 8

家族でしてる仕事なので、大丈夫です。

○司会者

そこは問題なしということですね。特に出勤めとか、自営に近い方ほど、調整もしやすい一方で、裁判所には来てもらえないという方も一定数いらっしゃると、会社で働いていて、ほかの方との関係などでなかなか調整が難しかったというお声も聞こえますので、皆様方のお話も伺った上で、またこれからどういうふうにした

らいいのかというのを考えていければいいなと思います。

それでは、次に、裁判の内容に入っていきたいと思います。一番最初に検察官と弁護人とがその事件がどんな事件で、私たちが判断しなきゃならないポイントがどこで、それを判断するために注目すべき証拠はこれですよというようなことをお話しする冒頭陳述というのがあるんですけど、最初に検察官や弁護士さんのお話を聞いて、これからやる裁判で何が問題になっているのかというのは分かりやすかったのかという点と、それを聞いた上で、実際の証拠書類とか証人のお話とかを聞いていく証拠調べになるんですけど、それが分かりやすかったのかどうかという点が一番お聞きしたいなと思っていますところですよ。

まず、冒頭手続、冒頭陳述からですけど、一番最初にお話を聞いて、我々がやるべきことというのはお分かりいただけましたでしょうか。いかがですか。何か御意見がある方、いらっしゃいますか。1番さんからいつも行っているの、次は2番さんから順番にお聞きしましょうか。

○裁判員経験者2

そうですね。あれについては、ほぼ、淡々と進んでいくなという感じで、あらかじめ事件の概要を聞いていましたので、特に疑問に感じるというのもなかったですし、1日目については、こんなもんだらうなと思っていました。

○裁判官

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

私は、最初は事件の概要を説明されて、そして私のときは事件の件数が多かったので、それについてはちょっとややこしいかなとは思ったんですけども、1つずつ裁判官がフォローをちゃんとしてくださったので、ここまでがこれ、ここまでがこれという区切りがきちっとされてましたし、まず概要から区切りを言われたので、そこら辺については、私的には分かりやすかったと思います。

○司会者

ありがとうございます。たしか幾つも事件があるので、それぞれに争いはないですけども、証拠調べをして、証拠があるかどうかというのを確認していく手続があるので、きっちりきっちり分けてやってるんですかね。

4番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者4

僕の場合は、検察の方であったり、弁護士の方であったりとか、いろいろこう言われたことに対して、間、間の休憩のところで裁判長とか裁判官の方々がいろいろ説明してくださったんで、とても分かりやすかったです。

○司会者

その裁判官の説明がなくても分かりやすかったかどうかについてはどうですか。

○裁判員経験者4

検察の方はそのときすごいまくし立ててたんで、何が何なのかは分かりにくかったというのと、弁護士の方は、基本的には全面的に無罪ですという形だったんで、それは誰が聞いても分かるんですけど、検察の方がバーって何か言うから、そのたびに裁判長が裏に僕らが帰ったときに、いろいろ説明してくださったんで、とても分かりやすかったです。

○司会者

ありがとうございます。女性の検察官2名が、両方とも、バーっとう言われるのですか。

○裁判員経験者4

いや、一方の方で、横にサポートの方がいらしたんですけど、若い裁判官の方がいらっしまったんですけども、あの人は同期だと言ってました。

○司会者

なるほど。ありがとうございます。5番さん、いかがでしょう。

○裁判員経験者5

そうですね、冒頭陳述メモというのが検察官及び弁護人から渡されるんですけど、

これを見ていると、聞く分にはちょっと甲、乙が入ってくるのでちょっと分かりにくいんですけど、ある程度はなんとか理解はできまして、評議室に戻って、再度裁判官から、こういう日頃使わない言葉、態様とか、犯罪の態様とか説明を受けて、やっと理解できた印象があるということです。

○司会者

ありがとうございます。6番さん、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者6

私の事件はとてもシンプルな事件だったので、分からないということはないんですけれども、被告人がたくさんの人に譲渡を繰り返していたので、その辺のやりとりを検察官がすごく長く話されていて、それを把握するのがちょっと難しいというか、何かかなり長かったという印象がありました。

○司会者

ありがとうございます。覚せい剤とか大麻とかをお仕事として密売していたという事件なので、買う人がいっぱいという感じですかね。いろんな人の名前が出てきて。

○裁判員経験者6

内容で、すごく細かく。

○司会者

最初からそれを言われても・・・という感じですか。

○裁判員経験者6

そんなことはないですけど、こんな感じなんだろうなと思ったりして、やっぱり長かったですね。

○司会者

そうですね、ちょっとその間が長く、詳しくめだったところが若干分かりにくかったかなというところはあるけれども、今言ったようにシンプルな事件なのはそうなんですよ。しかも、一番メインで判断しなきゃならないのは量刑だから、どうい

う刑にするのかというのが一番問題になってくる。そこはお分かりいただけただけですか。

○裁判員経験者 6

はい。

○司会者

ありがとうございます。7番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者 7

初めて裁判所に行って、検察官の人と弁護士さんのそのやりとりにいろいろ食い違いがあるなというのも結構あったし、でも、何かこういうやりとりというのが裁判で当たり前なのかなという。検察官の方は悪いことした人に刑を科して、弁護士さんの人は、もう刑をちょっとでも軽くしようとするやりとりをそれぞれに、まあ、いろいろこんな食い違いって結構あるんだなということを感じました。

○司会者

ありがとうございます。双方が、こういう方針でもって臨んでいて、説明しようとしているというのは把握はできたということによろしいですか。

○裁判員経験者 7

はい。

○司会者

はい、ありがとうございます。8番さんはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 8

理解はできました。

○司会者

ありがとうございます。

それじゃあ、1番さん、一番最初に検察官や弁護人がしゃべった内容というのは、御理解いただきやすかったでしょうか。

○裁判員経験者 1

分かりやすいといえば、もう簡単な裁判だったと思うんですよ。最初から弁護士さん、諦めてるみたいで、火をつけたのが、何ですかね、認知症といいですかね、そっちのほうに持っていきかけたんでしょうけど、お母さんが証言に立ったとき、うちの子は認知症じゃありませんとはっきり言われたんで、そんな難しい事件ではなかったと思います。分かりやすかったです。

○司会者

ありがとうございます。出たお話の中で、検察官や弁護人から、この点だけでも皆さんに聞いておきたいというようなことはありますか。

○検察官

皆さん、担当された事件の内容も違いますし、立会させていただいた検察官も違いますので、なかなか難しい面もあるかなとは思いますが、それぞれ事件のその概要を説明された上で、こういう証拠とかが出てくるのかなと思ったりしてたんだけど、それがなかったり、逆にこういった点の説明があったらよかったのではないかなとかというようなことがあれば、ちょっとお聞きしたかったというのはありますので、許されれば後でお聞かせいただければと思います。

あと、皆さんのお話を伺ってまして、女性の検察官の話がありましたが、熱心さゆえにちょっとまくし立てるような口調になってしまったのではないかとは思いますが、やっぱり肝心のその伝えたい内容をきちんと理解していただかなければいけませんので、これは感想ですが、それは私自身もちょっと自らを振り返って、言動ですとか、法廷でのやりとりに気をつけたいなというふうに、思いました。

○司会者

それでは、ちょっと休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

○司会者

再開します。具体的な事件における証拠調べの内容についてもお聞かせをいただ

きたいと思います。証拠調べの中では証拠書類の内容が読み上げられたり、その書類に添付されている写真や図面がモニターに映し出されて、それを見たり、また、証人としてお話をする方から聞いたり、まあ、何人かからも聞いたというお話もありましたし、それから、被告人に直接話を聞いたりといったような手続が行われます。裁判の一番の中核部分というふうに言っていると思いますけれども、これがよく分かってもらえたのかというところが一番関心のあるところでして、有罪、無罪の判断をするにしろ、刑を決めるにしろ、被告人が一体何をやったのか、その日、どういったことが起こったのかを検察官や弁護人は書類や証人を使って立証していくわけですが、皆さん方に対してちゃんと伝わったのかどうかです。これもまた順番に、今度は3番さんからお聞きしたいと思います。

○裁判員経験者3

話をすれば誰のことかと分かる方も多いと思いますが、似たような感じで女性の検察官の方でした。一生懸命しゃべってるんですけど、弁護士の方は全く聞いてないふうで、一生懸命、もうだんだん興奮してくるのはもう、周りが、何ていうんですかね、もっと真剣に弁護士さんもチェックしてよとか思うんですけど、弁護士の人の気のないことはとても伝わりました。それと、検察官が一生懸命だというのも伝わりました。ただ、もうちょっと、もう一つぐらい証拠があったら、もっと詰められるのになというのはいは心情的にはありましたね。

○司会者

ありがとうございます。今聞いてた中で、もうちょっと何か証拠があったら詰められるのになというのは、どの事件に関するどんな証拠かというのは、ちょっと思い出せませんか。

○裁判員経験者3

ちょこちょここれももうちょっと、これももうちょっとという感じがありました。

○司会者

もうちょっと、何か足りないんじゃないかなという印象ですね。

○裁判員経験者 3

はい。だから、その詰め方がちょっと甘い感じがしたかなと。だから、一生懸命は分かるけど、その言葉の中の詰め甘さというのはすごく感じた気がしましたね。

○司会者

後でまた検察官から聞かれるかもしれません。ありがとうございます。4番さんはいかがでしたでしょうか。証拠調べの内容は、聞いてて、あるいは見てて、お分かりいただけましたでしょうか。

○裁判員経験者 4

裁判のとき、僕の席がちょうど検察官の真上だったんですね。だから、検察官の手元にある資料が僕は全部見えてたんですよ。次、何を出すのかという、それがですね、多分。それで、ちょっとお伺いしたんですけども、裁判所に提出してない資料は出しちゃいけないんですよ。でも、そのときに見えた資料というのは、それはすごいなというような内容だったんですけど、それもだめなんですかね。

○司会者

今回、参加していただいた事件は強盗の関係の事件ですけども、審理のスケジュールが決まっていたと思うんですね。書類を取り調べますとか、被害者からお話を聞きますとか、これこれに関する証人を尋問しますとかというスケジュールの中に入ってるものは、もちろん見て、聞いて、提出してもらったらいんですけど、それ以外のものは出しちゃだめということになっています。それを決めるのが公判前整理手続という裁判の準備をする手続でして、そこでいろんなやりとりがあって、最終的には検察官が出すものが決まるということになっていくんです。

○裁判員経験者 4

次、あれが出るんだなというのが上から見えるからですね、次、これだろうなと思ったら、あ、違うのが出てきたと思った瞬間にぱっと裁判長に止められたということがちょっとありましたので。

○司会者

検察官は、これは出しちゃだめです、出しませんということになった証拠を急に  
出そうとするということは普通はないし、法律上もやむを得ない理由がないとでき  
ないことになっています。なので、何か事情があって、その証拠を出せるはずだし、  
出したいと思ったのではないかと思うのですが、正確な経緯が分からないから、  
ちょっと何とも言えないですね。多分ですが、先ほど言われたように、裁判長から  
止められたということであれば、検察官がルールに従っていなかった可能性もある  
のかなという気がしますけど、検察官がそんなルールに従わないということもあま  
りないから・・・。

提出された証拠は分かりやすかったんだけど、裁判所と検察官との間でもめた手  
続の具体的な内容がちょっと分かりにくかったということですかね。

○検察官

そうですね。すみません、その事件については私も存じ上げないので何ともです  
ね。

○司会者

ただ、あらかじめ出すことが決まっていなかったものを突如として裁判員裁判の  
法廷に出すのはかなり難しいということは検察官も分かっているはずだから、何か  
検察官の活動に対して裁判所が止めることって、余り普通は起きないですよ。

○検察官

はい。

○裁判員経験者 4

貴重な体験でした。

○司会者

そうかもしれないですね。

5番さんはいかがですか。証拠調べの内容は分かりやすかったでしょうか。

○裁判員経験者 5

私は、経時的にちょっと事件がややこしかったので、時系列に従って事件の流れを理解するまで時間がかりましたので、この場合は逆から行ったほうが分かったかなと思いましたが。まず逃げた、住居侵入してたから、実は強盗致傷を行った犯人だったということで、何か逆からさかのぼったほうが分かりやすかったかなと思いました。

それで、証拠調べなんですけど、自転車でひいたかぶつかったかが争点になっている。ブレーキの制動距離の証拠は出てくるんですけど、これで自転車でひいたか、ぶつかったかというのははっきり言って分からない。防犯カメラも一瞬しか映っていないもので、もっと証拠で何か示そうと思ったら、被害者についている複数の傷があるんですけど、この傷が何によって、自転車でこけて起きたのか、バッグを引っ張られたときについた傷なのかという、そこまで証拠として出してもらえればよかったかなと思ったんです。

○司会者

ありがとうございます。こういう証拠があるんじゃないかなって思われること、比較的あるのかなという気はするんですけど、残念ながらそこまで確実にあるかと言われると、ありそうだけど、結構ないということもあって、検察官も苦労しているかと思います。起こった順じゃなくて、判明していった順番に巻き戻していくと、より分かり易かったかもしれないというような御意見は、事案によってはあり得るのかもしれませんが。ありがとうございます。

6番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者6

さっき話したとおりですので、特にお話しすることはないんですけど、すごく細かく、すごく丁寧に取引履歴とか、証拠が結構たくさん、複数人の名前が出てきて、お話しになられてというのが続きますと、正直、把握するのが難しいと思いました。

○司会者

起訴状、公訴事実の犯罪の内容を、証拠で明らかにしていかなきゃならない関係

上、どうしても登場人物が増えてしまうのは仕方がないのかもしれないですね。

でも、分かりにくかったとか、すごく分からなかったというわけではなく、最終的には分かったという意味ですよ。

○裁判員経験者6

はい。

○司会者

ありがとうございます。7番さんはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者7

今回の事件では、弁護士さんと検察官の方のやりとりは本当分かりやすかった。最初、どうやって犯人が分かったのかというところから、みんなしていろいろな内容をずっと話したりしながら、それぞれにいろいろ結論が出たんですけども、本当分かりやすい説明だったと思います。検察官のやり方で効果があったなと思いました。

○司会者

ありがとうございます。防犯カメラなどの証拠を、そのまま全部出すのではなく、どういうふうに被告人が動いて、最終的に犯行現場に至ったんだというのが結構分かりやすくなっていました。どういうことが起こったんだろうというのが、証拠の中身を見れば、比較的容易に理解することができたということだと思います。ありがとうございます。

8番さんはいかがでした。郵便局強盗ですね。郵便局の中でどんなことが起こったかというのは、分かりやすかったですか。

○裁判員経験者8

分かりやすかったです。

○司会者

私が担当していたので補足しますと、郵便局なので防犯カメラが何台もあって、犯行の状況がかっちり映ってるという事件だったので、それを見ていただければ、

何が起こったのかということについては、本当に理解しやすかったのかなとは思いますが。確かに、けがをしたという経緯はちょっと分かりにくかったとは思いますが。ありがとうございます。1番さんはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者1

分かりやすかったというか、本人が火をつけた放火なんで、本人が火をつけたというのは最初から言ってるんで、自殺するために火をつけたと。着火剤とかなんとか、燃えるもんをばらまいて、そこにジッポの油をまいて火をつけて、布団にくるまっとったんだけど、苦しくなって逃げたと。まあ、人的被害がなかったんで、その部屋、300万なり、400万なりの損害は出たんですけども、人的被害がないということで、もう、現場に火をつけた現状があるんで、分かりやすいというよりも簡単な。まあ、そんなところで、分かりやすかったです。

○司会者

先ほどちょっと1番さんについては、目が不自由だということで、書類は読むことはないんですけど、写真が添付されていたり、見取図が添付されていたりして、それがモニターに映し出されたりして、それを見ることというのが比較的多くの裁判で行われていると思うんですけども、それはちゃんとごらんいただけましたでしょうか。

○裁判員経験者1

ちゃんとかどうか分からないんですけども、自分なりに近くにあるものは見える。完全に見えないのは左だけで、右目は0.04でかすかに、ちょっと歩くのがつらいぐらいで、足元は見えないですから。ちょっと離れたらもう何も分からないですけど、近くだったらですね、何とか見える。虫眼鏡とか、そういう工夫があるんで、何とかそれは分かりました。

○司会者

ありがとうございます。近くにいる裁判官からのサポートとかなかったですか。

○裁判員経験者1

ええ。あるときには、席が一番端だったんで、前に出てきていただけますかという  
ことで。それで、前に行ってモニターを見てました。

○司会者

なるほど、ありがとうございます。2番さんはいかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者2

同意があったかどうかというのが一番の論点だったんで、相手が逃げるまでに時  
間があったんですけども、途中で困ったのは、文字で読んでた状態のその写真とい  
うか、その日にたしか警察署で写真を撮ってたと思うんですけども、その中で、時  
間の経過が分かる写真がなかったんですよ。それは意図的かどうかは分かりませ  
んけども、それは僕としては出してほしかったなというのは思いましたね。

○司会者

ありがとうございます。被害者の方が再現か何かをされてる写真ですか。

○裁判員経験者2

そうです。私が見たところ、1から10まであったとしたら、途中の5から8ま  
でが抜けてたんで、私としては、それは恐らく撮ってたろうと思ったので、見せて  
ほしいかなというのはありました。

○司会者

ありがとうございます。

時間の関係もありますので、証拠調べについて、検察官、弁護士、あるいは裁判  
官から経験者の方に何かお聞きしておきたいことなり、確認をしておきたいこと  
があればと思うんですけども、いかがでしょうか。ありませんね。

そうしたら、私の不手際で、お聞きしようと思っていたお話が全部は聞けないん  
ですけども、最後に1つだけ、裁判官と評議をする際、話しやすかったか話しに  
くかったか、ちゃんとお話ができるような状況だったかだけでもお伺いできればと  
思うんですけど、大丈夫でしたか。

○裁判員経験者一同

(うなずく。)

○司会者

皆さん、そう言っていただけてありがたいなと思います。私もそうですし、岡崎裁判官もそうなんですけど、裁判長として評議室の中で裁判員の皆さんにいかにお話ししていただくのかというのが関心事でして、何とかして御発言していただけるようにしなきゃいけないなと思っています。でも、それは評議室だけでそんなことをやろうと思っても無理でして、証拠調べがちゃんと話しやすいものになっていなければ、分かってもらえて、そして議論してもらえるような素材を提供するようなものでないと、お話しいただけるような状況にはならないということです。話しにくくなくて、話しやすかったとすれば、最低限そこは大丈夫だったのかなと。ちょっと安心しました。ありがとうございます。

それでは、時間の関係で大変申しわけないんですけども、最後にこれから裁判員に選ばれる方に先に経験した者としてアドバイスとか、あるいは、こういうふうに関心を持っていただければいいですよというような何かあれば、お聞かせいただければと思います。じゃあ、7番さん。

○裁判員経験者7

多分、皆さんも初めての方もいらっしゃると思うんですけど、僕も初めてだったんですけども、何人かの方々が絶対一度は経験することだと思いますので、安心して関わられたらいいと思います。

○司会者

ありがとうございます。6番さんはいかがでしょう。

○裁判員経験者6

なかなか裁判員で参加させていただくこともないので、ほかの人の人生にかかわる今後のことに関して、責任はあるんですけど、なかなか深く考えてみたり、日常生活で深く考えることがないと思うので、すごくそれはいい経験になると思います。不安もあるんですけど、ほかの裁判員の方もいらっしゃるの、せっかくその経験

を持つように設けられてる制度なので、積極的に参加していただければいいかなと思っています。

○司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

裁判員制度は、裁くのではなく、みんなで考えて、裁判員、裁判官の意見を聞きながら審理を進めていくので、一人の責任ではなくて、抱え込むことはないと思うので、安心して裁判所に来ていただき、僕が言うことじゃないんですけど、安心して裁判所に足を運んでいただければいいなと思います。

○司会者

ありがとうございます。もう本当にそういうふうに言っていただけるとありがたいです。4番さんはいかがでしょうか。

○裁判員経験者4

そうですね、一番最初の書類でこう勇気を出して開けてみて、裁判所って書いてあるからですね、何かしたかって、怖いと思うけど、それを開けてみて、なかなか経験しようと思っても、できないようなことですし、そんないろんな手続とかもあって、最終的に残ってやってみたら、まあ、ちょっと嫌なところとかもあるとは思いますが、やってみたら、テレビでやってるニュースとかでも、ああ、こういうのやってるんだとか、そういうのも分かるんで、そういうチャンスはどんどん進んでやっていかれたほうがいいんじゃないかなという気はしました。

○司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

私の友人と親戚とか家族に自分のことをちょっと話してみたんですけども、友人の中には、殺人事件があるんだろう、だから行きたくない、したくないという人と、それからやっぱり興味を持って、選ばれたら仕方がない、仕方がないから行くかな

という人がいました。経験としては、私はとてもいい経験をさせてもらったし、できるならうちの息子にも行ってという気持ちですけれども、やっぱり今の若い人といえますか、仕事の関係とか、それから距離の問題が結構あるなというので、それに関してはちょっと気の毒な人もいるなというのは思いました。

それから、先ほども言われたんですけど、私の家に最初に裁判所からの手紙が来たとき、何かドキドキした反面、何かちょっと見られてはならないものを見られたような、ちょっとそういう気持ちになったので、何かそういうその郵便物の工夫というのも一つあってもいいかなという気はしました。

それから、もう一つ、私は裁判を通じて、私の体験をした裁判を通じてですね、パチンコ屋さんとか行ったことないんですけども、駐車場はこうやって気をつけよう、これについてはこうしようということが勉強になりました。ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございました。郵便物ですね。どういうふうにしたらよろしいでしょうか。裁判所って書いてあるのがよくない感じですか。

○裁判員経験者3

そうですね、何か裁判所から郵便が来たというのは、何かやっぱりドキドキしますね、私はちょっとドキドキしました。何かこうちょっと悪いことしたので、呼出しがかかった。してる記憶とかはないんですけど、何かそのイメージがちょっと郵便物には強いかな。

○司会者

なるほど。確かにちょっとびっくりするかもしれないですね。

○裁判員経験者3

もう少しみんなに裁判員制度が知られていたなら、隣近所の方もそんなことないんですけど、やっぱりまだまだ浸透してないかなと。

○司会者

浸透が足りないというか、我々の広報の努力が足りないのかもしれない部分ですかね。

○裁判員経験者 5

郵便屋さんが言うんですよ。何か福岡地方裁判所からですって、玄関口で。それはやめてほしい。

○司会者

私、何もしてませんよって、郵便屋さんについて言いたくなりますよね。

○裁判員経験者 5

なります。

○司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょう。

○裁判員経験者 2

そうですね、やはり皆さん言われるように、やろうと思っても、なかなかできない経験なんで、怖いもの見たさ半分でもいいと思うんですけど、突拍子もないことを言っても、最終的には結構まとめてくれるんで、それはその人のいわゆる考えと感覚、そう思って来ればいいんじゃないかなと。是非参加してほしいとは思いますが。

ただ、一つ、もう一ついいですか。これだけ一生懸命考えて、もし仮に控訴、多分控訴してると思うんですけども、その結論を見られない、まあ、制度だから仕方ないのかも分かりませんが、それはちょっと考えてほしいなというのは僕は思いましたね。

○司会者

ありがとうございます。裁判員として参加した事件について、それが最終的にどうなったのか、責任を持って自分たちとして判断したつもりだし、最終的にどうなったのというのは教えてもらえるといいなという気持ちがあるということですかね。

○裁判員経験者 2

はい。

○司会者

控訴されたかどうか、確定したかどうかなどを含めて、結論がどうなったのというのが分かるような仕組みなりをつくってもらえるといいなということですかね。

○裁判員経験者2

はい。

○司会者

ありがとうございます。比較的多くの方からそういったお声は聞きますね。1番さんはいかがでしょうか。

○裁判員経験者1

私はちょっとお願いを話していいでしょうか。私、皆さんのように心が強くないんで、びびりなんです。それで、裁判が終わって判決があって、裁判中も家族に何も話せない、裁判が終わっても話せない。ずっとそれを引きずってしまうんですよ。それで、2か月ぐらいはやっぱり気持ち的に、皆さんは強いんでしょうけど、私は、何というか、暗かったんですよ。それで、裁判所の方に連絡していいとか、精神的にどうのこうのあったら連絡していいとか書いてあるんですけどね、なかなか自分からは連絡もできないし。だから、お願いは、裁判が終わって1回か2回ぐらい、裁判所のほうから気持ち的にどんなふうですかというぐらいの調査はしたほうがいいんじゃないかなとちょっと感じております。

○司会者

ありがとうございました。今、1番さんおっしゃっていただいたところというのは、裁判所、あるいは裁判官として、結構考えているところでして、事案によりまずけど、ものすごく重い、ものすごく負担をかけて、かなり難しい事件を判断するときなんかには、そういったことも当然やんなきゃいけないでしょうというような話になってたりもします。考えてみると、裁判員裁判に参加される方というのはいろんな人がいますし、何というか、自分が加わって、この決断をするというのは重いですし、シビアですし、まあ、すごいストレスフルな環境なんだろうなというの

はいつも考えているところです。今、1番さんの話の中に出ましたけれども、裁判によって心身の不調が出るかもしれませんので、メンタルヘルスサポート窓口のチラシとかお渡しをして説明をしたりしています。ただ、出るとしても、どういう形で出るかは人によってさまざまだし、いつ出るかもちょっと分からないし、何とも申し上げられませんけれども、何かあったらということを常に言ってるつもりなんです。裁判所からもできるだけ皆さん方へのサポート体制というか、何か考えていけるといいかなというふうに思っているところです。この件につきましては、本当に考えていきたいなというところです。どうもありがとうございます。

最後になってしまいました。8番さん、どうぞ。何でもいいですよ。簡単でも。

○裁判員経験者8

緊張しないで、安心して来てほしいです。

○司会者

ありがとうございました。法廷で見て聞いて、しっかり御意見を述べていただくというのが裁判員制度の一番いいところだと思っていますので、これからも今日お伺いしたお話も踏まえながら、より良くしていければなというふうに思います。

時間の関係もありますので、私のほうからお聞きするのはこれまでということにして、報道の方から質問等を受け付ける時間を設けたいと思います。

○西日本新聞

市民が司法の場に参加していくという裁判員制度が始まって10年という節目に当たりまして、この制度自体に参加されて、良かったなと思う点と、またはこういったところが変わっていったらいいなと思う点。この会の中でももう既に出てるかもしれないんですけど、改めてそのことについてお聞かせいただければと思います。

2番さん、よろしいですか。

○裁判員経験者2

感想は、やはり裁判官と私たちの裁判員の感覚が結構ずれてるなというのが印象的でしたね。だから、何といたしますか、ちょっと事件の特異性なのかも分かりませ

んけれども、逆にそのずれがあるんだというのをお互い認識していくためにも必要なんじゃないかなと思いますね。

○西日本新聞

ありがとうございます。

○司会者

すみません、私のほうの不手際もあって、もう少し本当はお聞きしたいところもあったのかなと思いますけれども、中断をさせるようなことになってしまって申し訳ないなと思います。

さっき1番さんがおっしゃってたんですけど、裁判員裁判の裁判員、あるいは補充裁判員を務めましたというようなことを誰にもしゃべっちゃいけないのかというと、そんなことはなくて、経験をした後には、裁判に関わりましたということであるとか、裁判員でした、補充裁判員でしたということは御自身からお話しすること自体は全然問題ないことです。誰々さんも裁判員でしたよというのはだめですけど、私はそうでしたということは全然言っていて構いません。それで、こういう事件でした、こういう結論に至りましたというのももう判決で公表されていることです。評議室の中で具体的に誰がどんなことを言ったとか、そんなのは言ってはだめというのは説明を受けているはずなので、しゃべれない部分も出てくるとは思うんですけども、比較的御自身が裁判員としてどういうふうだったか、裁判所に来てどうだったかとかというのはお話しをいただいて構わないところだと思っています。むしろ自分はこういうことを経験したんですということは、是非周りにお話しをいただいて、そこを抱え込んだりしてしまわなくても結構ですということは是非お伝えしたいなというふうに思います。

今日は長時間にわたって本当にいろいろお話をいただきまして、ありがとうございました。私の不手際もありまして、なかなか考えていたことをしゃべれなかったよという方もいらっしゃると思うんですけど、そこは御容赦いただきたいと思います。長時間にわたってお話をいただきまして、どうもありがとうございました。

今回の意見交換会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。